

啓新高等学校 P T A 会則

第 1 章 名 称

- 第 1 条 本会は啓新高等学校 P T A と称する。
第 2 条 本会は事務局を啓新高等学校内におく。

第 2 章 目的及び事業

- 第 3 条 本会は、家庭、学校、社会相互間の連絡を密にし、完全な理解と協力のもとに生徒の福祉を増進し、建学の理念に基づく啓新高等学校教育の推進に資することを目的とし、この目的達成の為、種々の事業を行う。

第 3 章 会 員

- 第 4 条 本会会員は、啓新高等学校に在籍する生徒の保護者と本校に勤務する教職員及び本会の趣旨に賛同し、会員の承認を得たものをもって組織する。

第 4 章 役 員

- 第 5 条 本会に次の役員をおく。
会 長 1 名 副会長 3 名 (内 1 名は学校長)
総務委員 数名 健全育成委員 数名
調査広報委員 数名 母親委員 数名
会計監査 2 名 顧 問 若干名 (内 1 名は理事長)
- 第 6 条 役員任期は 1 ケ年とする。 但し再選を妨げない。

第 5 章 役員を選出

- 第 7 条 役員を選出は次の通り行なう。
1. 会長及び副会長、会計監査は役員会で選出し総会で承認を得る。
2. 総務委員、健全育成委員、調査広報委員、母親委員は会長が本会会員である保護者及び教職員の中から学校長と協議の上これを委嘱する。
3. 顧問は会長が校長と協議の上これを委嘱する。

第 6 章 役員の仕事

- 第 8 条 役員の仕事は下記の通りである。
1. 会長は本会を代表し、総会及び役員会の会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある場合は、その仕事を代行する。
3. 会計監査は会計一般を監査する。
4. 総務委員、健全育成委員、調査広報委員、母親委員は、それぞれの専門委員会の仕事を運営、執行する。
5. 顧問は会長の諮問及び会議の協議に応じて意見をのべる事が出来る。

第 7 章 役員会

- 第 9 条 1. 会長は、本会運営の円滑を諮るため役員会を召集する。
2. 役員会は全役員で構成する。

第8章 専門委員会

第10条 本会の活動を充実促進するため、次の専門委員会を置く。

1. 総務委員会

- (1) 本会の会則、諸規定等、会の運営に関する事。
- (2) 事業計画、報告、予算、決算に関する事。
- (3) 会員意識の向上を図るための事業推進に関する事。

2. 健全育成委員会

- (1) 高校生の健全育成を図るための事業推進に関する事。
- (2) 校外補導の実施に関する事。
- (3) 高校生の交通安全の推進に関する事。
- (4) あいさつ運動を推進する

3. 調査広報委員会

- (1) 広報活動の推進強化に関する事。
- (2) 機関誌の発行に関する事。
- (3) その他、必要な事項。

4. 母親委員会

- (1) 母親の意識向上を図るための研修に関する事。
- (2) 家庭教育の推進に関する事。
- (3) その他、必要な事項。

第11条 その他会長が必要と認めた場合、臨時の委員会を設けることができる。

第9章 総会

第12条 本会は年1回総会を開く。なお、必要に応じて臨時に総会を開く事が出来る。

第13条 総会は出席者を以て開催し、決議はその過半数の同意によって決定する。

第14条 総会において事業報告、事業計画、予算、決算の承認その他重要事項の審議決議を行う。

第10章 会計

第15条 本会の会費は、入会金、会費、事業収入及び寄付金をもって充当する。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11章 表彰及び弔慰

第17条 本会に特に貢献のあった会員は、本会よりこれを表彰する。

第18条 会員及び在籍生徒、教職員に事故の生じた場合にそれぞれ本会より弔慰を行う。

第12章 改正

第19条 本会の会則は、総会の議を経て変更することができる。

附 則

1. この会則は昭和49年6月28日から施行する。
2. 昭和52年5月21日一部改正
3. 昭和54年5月12日一部改正
4. 昭和55年5月24日一部改正
5. 平成元年5月20日一部改正